

大阪戦略調整会議の運営について（たたき台）

〔会議の開催〕

- 大阪戦略調整会議（以下「会議」という。）は、大阪府、大阪市及び堺市をもって構成する。
- 会議は、議会日程を考慮し、定例会として年4回（4月、7月、10月、12月）開催する。ただし、上記によりがたい場合は、別途会議において決定する。
- 定例会の会期は、議題を踏まえ、各定例会の第1回会議において決定する。
- 会議は原則2時間とする（最大でも3時間）。

〔会議の公開〕

- 会議については、公開する。
- 会議の開催については、あらかじめ報道機関へ情報提供する。
- 傍聴を認め、会議の状況をインターネット配信する。
- 配布資料、会議の議事録は、大阪府、大阪市及び堺市のホームページに掲載する。

〔会議の進め方〕

- 会議は、条例第7条第3項に基づき、会長が議事を進行する。
- 会議の会期、議題の選定、議題の協議順位、議題の協議方法については、下記の代表者会議に諮って決定する。ただし、議事がまとまらないときは、条例第8条第4項に基づき会議で決する。

〔議題の提案方法〕

- 議題については、委員たる首長及び議員が提案する。
- 委員提出資料の責任は、委員に帰属する。
- 事務局は、各委員の具体的な指示のもと、委員提出資料の作成や調整、必要なデータの情報や資料の収集等を行うこととする。
- 議題に応じて、大阪府、大阪市及び堺市の関係部局の職員から意見を述べさせることができる。

〔議題の取扱い〕

- 原則、定例会ごとに議題設定、取りまとめを行う。
- 会議においては、原則、委員自らが資料説明や意見表明を行い、お互いに議論を行うこととする（委員間協議）。
- 協議方法としては、議題提案者から議題を説明したのち、委員間による質疑・協議を行う。
- 取りまとめについては、会長が会議としての方向性をとりまとめて確認することとし、必要がある場合には、条例第8条第4項に基づき会議で決する。
- 一の定例会で取りまとめに至らなかった議題については、次回定例会で継続して協議する。
- 議題によっては、年間を通じて協議を行うこととする。
- 次回定例会の議題については、各定例会の最終回で決定する。

〔委員の出席〕

- 委員の代理出席は認めない。
 - ※ 委員が交代する場合は、各議会の会派から当該議会の議長に対し、新委員の名簿を提出すること
 - ※ 委員の交代があった場合は、各議会の議長は大阪会議の会長に通知すること
- 各委員への会議開催通知は、開催日確定後、速やかに行う。

〔代表者会議の設置〕

- 会議を円滑に運営するため、大阪戦略調整会議に代表者会議を設置する（別紙）。